

壮丁学力点検と無学力者問題

— 日本帝国主義形成期における
児童保護問題の構造分析として —

藤 力 夫

教育論叢第12号別刷 昭和44年3月

国立国会図書館

<http://id.ndl.go.jp/bib/000000005311>

所蔵場所 東京:新館書庫 関西:総合閲覧室

資料種別 雑誌

請求記号 Z7-177

タイトル 教育論叢 /

タイトルよみ キョウイク ロンソウ.

責任表示 『教育論叢』編集委員会 編.

並列タイトル Kyoiku-ronso

よみ Kyoiku-ronso

巻次・年月次 [1号] -

出版事項 [名古屋]:名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻, [1958]-

形態/付属資料 冊; 26cm.

注記 本タイトル等は最新号による.

編者, 出版者の変更あり.

刊行頻度 年刊

ISSN 0288-996X

ISSN-L 0288-996X

全国書誌番号 00005353

団体著者標目 名古屋大学大学院教育発達科学研究科.

NDLC ZF1

本文の言語 jpn

刊行状態 c : 継続刊行中

国名コード ja

書誌ID 000000005311

所蔵情報 9/10号(1966) -

壮丁学力点検と無学力者問題

— 日本帝国主義形成期における児童保護問題の構造分析として —

藤井力夫

I 問題設定

〔児童問題と権利保障運動〕

戦後、憲法・教育基本法・児童福祉法が制定され、権利主体としての「児童」がひろく社会的に承認された。その法制の論理構造から、①すべての児童がひとしく教育や福祉や医療の機会を享受できること。②その教育や福祉や医療は、すべての児童の人間として共通にもつてある諸能力の発達への無限の可能性に対して、全面的に保障することができるような諸条件の整備された機会でなければならないこと。③国ないし自治体は、親たち（国民）の支持のもとに、児童の権利を充足すべく、学校や施設や病院を設置し、発達を保障できる学習の条件を整備し、貧困等による未就学児に対しては就学条件を確保する（生活保護、教育扶助等積極的適用）などに努めなければならないこと。¹⁾を確認している。

また、この法制における確認は、わたくしたちにとって、生存権と教育権と有機的に結合し、相連関するものとして、多くの基本的諸権利を統一的に把握するなかで、教育（福祉や医療を含む）によって児童の発達への無限の可能性が保障される=発達権の獲得のたゆみないたたかいを発展させていくべき、児童権利保障要求運動の基本的規定でもある。

ところが、政府の憲法・教育基本法制の空洞化の諸施策のもとで、子どもは、客観的に権利否定の状況下にある。田中勝文氏は、「生命と健康の問題」「差別と選別の問題」「児童福祉の貧困」²⁾「児童文化の危機」の問題を集中的にとりあげ、現代の児童問題を分析しておられるが、私なりにこの4つの問題を連関させてとらえなおすとつぎのようになる。

① 対米従属下の日本独占資本主義が、「貿易自由化」「国際競争力強化」の名のもとでおしそうめている施策のなかで、「企業公害」がいままでになくひろがり激化していることを背景に、基地周辺の子ども、石油コンビナート周辺の子ども、有機水銀で汚染された河川下の子ども、交通戦争下の子ども、受験戦争下の子ども、というように「子どもの生命と健康」の破壊が進行しているという問題。

② こうした資本の利益追求に追従した「高度経済成長」のもとで、3ないし5%のハイタレン

ト養成を、近代的合理主義に根ざした、安価でしかも早急に労働力を確保しようとする能力配分政策を背景に、子どもを学テ体制下におき、人種や門地や経済的地位による差別と選別ではなくして、人間の能力や発達を固定的・限定的にとらえた、あらたな「差別と選別の体制」に、子どもがおかかれているという問題。

③ 政府は、総資本の立場から、この本質を隠蔽するために、「公共の福祉」を唱え、その枠内に国民の諸権利をおしとどめ、国民の権利思想を空洞化させることをねらった「福祉国家」行政を背景に、教師・施設職員にとっては、勤評体制をおしつけられ、教職員集団で教育権主体である子どもの発達を保障すべく諸権利行使することができず、親（国民）にとっては、マイホーム体制を宣伝され、子どもの発達への要求を正当に汲みとることができないでいる。こうして、教師や親（国民）をも「差別と選別の体制」にまきとみ、子どもにとって必要なコロニーや施設ではなく、「明治百年祭」のためのコロニーの建物だけを設置し、教育・医療は民間のボランティアに期待するといった、「福祉の貧困」下に、子どもがおかかれているという問題。

④ このような「子どもの生命と健康の破壊」の深行や、「差別と選別の体制」の強化が、障害児や要保護児童をつくりだし、そのうえこれらの子どもに対する「福祉の貧困」、その犠牲を二重に子どもに強要していることを裏書きしている。こうした子どもに対する破壊的収奪の障害化政策と社会保障と医療保障の欠落を無視して、「精神障害者問題」や「青少年非行問題」に異常なほどの熱意をみせ、「期待される人間像」や「強化された教科書」をおしつけるといった施策は、まったく論理の欺瞞的顛倒以外の何ものでもない。この欺瞞的顛倒をおおいかくし、軍国主義復活を未来の成人に期待し、戦争のカッコヨサを強調する「児童文化の退廃」下に子どもがおかかれているという問題。

以上、これら現代の児童問題は、国家独占資本主義段階の社会経済体制がうみだした歴史的・社会的事実であり、その国家的自覚・要請をして「福祉貧困」政策としてうちださせている。ゆえに、児童問題は、この「福祉の貧困」と権利思想の空洞化を本質的にみめいた、差別の根源と要求実現へのすじみちを明らかにする研究運動を、地域の「生命と生活と健康を守る」要求運動と正しく掲げて、政府や自治体にせまっていく=権利保障運動の展開に解決をまたねばならない。

〔戦前日本における児童保護問題の成立と無学力者問題〕

産業革命の進行にともない労働児童問題が社会問題として自覚されねばならなくなつて、児童問題が成立した。その保護問題を社会的・国家的問題として=児童保護問題が成立したのは、帝国主義段階への移行にともなつてである。そこでの日本における保護問題は、劣等児教育問題、

感化教育問題、貧民学校問題の3つに集約できるであろう³⁾。こうした形で成立するにあたって、軍部の無学力壮丁問題としての軍事的・国家的要請を無視することはできない。ここに特殊日本的な児童保護問題の成立の端緒をみることができるのでないだろうか。本稿は、かかる観点から、壮丁学力点検における無学力者問題に視点を設定し、児童保護問題の成立連関構造分析を試みようとする。

ここでは、なぜ陸軍における無学力者問題に視点を設定したのか、つぎの2点から論拠をのべてみたいと思う。

まず、第1点は。筆者の研究対象としている「精神薄弱児」教育の成立過程と人的資源としての国家的要請とのかかわりに関する結論から導きだされるものである。⁴⁾

日本において、精神薄弱児教育は、劣等児・低能児問題→学業不振児「特別学級」教育問題→精神薄弱児「特別学校」教育問題へと成立展開していった。それは児童労働問題→乳幼児死亡問題→優生保護問題への流れと対応するものであった。たとえば、乳幼児死亡問題期に児童相談所（大阪市、大正8年）が設置され、同時にそこで精神薄弱児収容の学園が附設され、尋常小学校内に「特別学級」設置への直接的契機をなしたが⁵⁾、その児童相談所設置にあたっては、「人間能力の需要益激増するに際して適材適所に就き天賦能力の最高能率を發揮し以て個人として克く其生活目的を達成すると共に社会的能率を増進し、所謂人物経済上遺漏ならしめんが為⁶⁾」という観点からであった。さらに、優生保護問題期の精神薄弱児「特別学校」（大阪市立思斎学校、昭和16年）設置の背景には、「現下日本に就いて人的資源の問題として考究せられなければならぬ最も緊要なる問題は、如何にして優秀なる国防力としての人的資源と、新たなる産業要求に適応したる人的資源とを確保するか⁷⁾」という緊急の問題をかかえ、「専門家が心理学的・教育学的な知能測定診断を行ふと共に體力的には医学的診断を加へて、自然能力を早期に鑑別発見して、其人の将来の教育可能程度の見透しと、将来の職業能力をも測定⁸⁾」するための児童教育相談所（大阪市、昭和15年）の設置とかかわっていた。⁹⁾

本稿でとりあげる 児童労働問題期の劣等児・低能児問題は、都市下層社会に住む労働児童が、無教育のまま成人しなければならなかつたゆえ、壮丁の学力点検の際には、当然自分の名まえすら書けないという形で摘発されねばならなかつた。多くの壮丁は読み書き算術のできない無学力者であった。ここに、本論で考察するような、軍事力形成としての子どもと労働力保全としての子どもの相矛盾する人的資源観と施策が登場し、児童保護が天皇制慈惠として問題視され、解決の方向をみいだす。

第2点としては。日本の近代化・ブルジョア化の、朝鮮・中国等に対する不断の拡大する軍事

的侵略と、内政としての天皇制帝国主義イデオロギーの形成、その特殊日本的な形成と教育との
かかわりに関する多くの先行研究の結論として導きだされるものである。¹⁰⁾

日本において、「土地革命がないままで（それは政治的には国民国家なしということである）、
徴兵令がしかれたところに、天皇制軍隊の大きな矛盾があった」¹¹⁾。本来国民軍とは、戦場における逃亡防止のため監視の容易な密集隊形をもつてした横隊戦術から、兵士個人の自主的な判断と
戦闘努力に待たねばならない散兵戦術への転換と、このような兵士の自覚によって可能であった¹²⁾。
ところが日本においては、対外戦争に備えて国民の中から多数の兵士を徴発し、これに国民軍的
操制を与えるためには、なし得るかぎり天皇制軍隊の本質を隠蔽しなければならなかつた。
このため、軍部は日常的な国内の弾圧からはなるべく手を引き、警察は集兵警察から散兵警察に
移して全国津々浦々に駐在所を設置し、日常的な弾圧体制を整備していった。¹³⁾さらには、天皇制
家父長的イデオロギーを国民の間に拡げ、軍隊秩序を国家的規模に拡大し、学校教育はその中核
として位置づけた。

しかるに、国民教育の普及は、逆に国民の自覚をたかめ、軍隊の本質についての疑問を持たせる結果をまねいていた。こうした時点で、軍部は壮丁の学力を点検することによって、学校教育
と社会教育とに対して再編成を要求し、未来の壮丁の形式過程を、間接的に天皇制帝国主義の側
から再編・確立していった。児童保護問題もこの立場から成立していった。

＊ ＊ ＊

さて、今日、我々は、まだ学校教育や施設・医療教育を受けられないでいる子どもの必要とする
施設や学校を建てさせたり、設立後は、その子どもの発達を保障するような教育を獲得してい
かねばならない=権利保障運動を展開していかねばならないのだが、そのためには学校や施設が
いかなる社会的役割・意味を付与されるか、みぬかねばならない。

本稿は、その基礎的視座の構築をめざし、明治末期の児童保護—劣等児教育・感化教育・貧
民学校—問題の成立にあたって、いかなる社会的意味を役って設立したのか、明らかにしよう
と思う。

そのため、まず、①日本の産業革命の進行と児童労働問題の成立を、近代的都市貧困問題、
「内地雑居」問題、就学督責問題との関連から分析し、②壮丁学力点検と無学力者問題を、軍部、
学校教育、内務部における自覚とのかかわりから分析し、③おわりに、児童保護問題の構造を明
らかにしたいと思う。

なお、大阪市を例にとって分析するが、それは地方史研究としてのものではなく、日本の近代

化の中で商工業の中心であり、大都市として都市貧困問題の矛盾を集約的に内包していたという意味で、いわば、特殊日本的な成立の典型としてとりあげてみた。

最後に、分析にあたって、田中勝文『児童保護と教育、その社会史的考察—東京市の特殊小学校設立をめぐって—』（名古屋大学教育学部紀要第12巻 昭40 所収）および、安川寿之輔『義務教育における就学の史的考察—明治期兵庫県下小学校を中心として—』（教育学研究第29巻第3号 昭37.9. 所収）の先行研究に示唆されることが多かった。ここに感謝の意を記したい。

■ 産業革命と児童労働問題

1. 近代的都市貧困問題と労働、不就学児童問題の発生

明治30年、大阪私立教育会は、府下の50名以上を有する工場82ヶ所で、職工の教育程度調査をおこなったが、その状況は、「一万五千六百八十人中学齢児童たる者四千三百廿九人；中男は総員の一割六分にして、女は三割三分、平均して一割七分即ち大阪の工業其の四分の一強は心身弱なる学齢児童の負担する所」¹⁴⁾であり、この学齢児童のうち「十歳未満にありては、無教育者七割三分、少しく教育を受けたる者二割七分、十四歳未満は無教育四割にして、少しく教育を受けたる者五割四分、即ち九割四分は義務教育を怠る」ところの不就学児童であった。

これら不就学児童は、「労働ヲ以テ家計ヲ帮助セシメン」¹⁵⁾がために「紡績段通燐寸等ノ工場」で働いていたということと、横山源之助も、当時第一の貧民部落なりと称せられたる「名護町附近に幾多の燐寸工場」¹⁶⁾があったとしていることからも、これら不就学児童は、名護町を中心とする当時の「都市下層社会」に住む貧困家庭の子どもたちであつた。

また、大阪府は、これら貧困家庭に対し、明治27年10月告諭第6号で、次の如くその子弟の就学を勧学している。

「明治二十五年大阪府令第二十号学齢児童就学及家庭教育等ニ関スル規則第三条ノ規定ニ依リ就学義務ノ免除若クヘ猶豫ヲ請フノ外ナシト雖モ子女ヲシテ終身無教育ノ徒タラシメハ独リ其身ノ不幸ニ止マラス其家ハ終ニ困難ノ悲境ヲ脱スルノ期ナカルヘシ特ニ其情況未タ児童ヲシテ就学セシムル能ハサルノ甚シキニ至ラサル者ニシテ唯眼前ノ小利ニ惑ヒ些少ノ事故ヲ以テ辞柄ヲ構ヘ其義務ヲ免カレントスルニ至リテハ當ニ子女ヲシテ将来ヲ誤ラシムルノミナラス又勅令ノ規定ヲ犯スモノト云フヘシ深ク注意セサルヘカラス」¹⁷⁾（傍点筆者）

では、なぜ大阪市において、明治20年代の後半、都市下層社会に住む貧困による不就学児童問題が発生したのだろうか。その主要な歴史的要因として、①明治23年以降、「封建的スラム」が「近代的スラム」へと編成され、貧困問題が都市社会問題となっていたこと。と②明治28年には、大阪市における学齢児童の就学率が84.63パーセントに達していたこと。の2点があげられる。

つまり、①については、幕末の天明7年には、すでに困窮人189,305人で、大阪人口約37万の半数に達し、²⁰⁾天保8年(1837)の大塩平八郎の乱後、治安対策も含めて長町6・7・8・9町に無宿非人の木賃宿設置を許可し、これが名護町の起こりで、嘉永年間からは封建的スラムの形態をとっていた。明治に入り、府救恤場(元年開設、4年廃止)、救恤場(5年開設、14年廃止)、勸業場(6年開設、11年払下)等、一連の授産が試みられたが、都市生活者の没落や、この沈静期に都市に流入した人々が、明治28年の第1次資本主義恐慌を迎えて、下層社会に沈殿し、江戸末期の封建的諸矛盾の表現としての「封建的スラム」から、²¹⁾この貧民の集団地が中核となって、明治20年代に「近代的スラム」の形態をとり、鈴木梅四郎『大阪名護町貧民窟視察記』(『時事新報』21年)、横山源之助『日本之下層社会』(32年)など一連の著作を生むこととなった。

なお、大阪市は、この貧民問題に対して、明治22年11月「窮民救助規則」を定め、恤救規則に該当しない者で饑餓に迫る者に1人1日12銭以内支給していた。²²⁾

②については、「原始蓄積の結果と日清戦争の賠償金」とによって、産業経済が急速に発展し、教育を受けた人々の占めるべき地位も大量に用意され、小学校教育が最低の生活のための必須条件となり、大阪において学齢児童の就学率も明治28年84.63パーセントから、明治34年以後は90パーセントを下らなくなり、²³⁾明治5年学制発布時のいかにして子どもを学校に就学させるかの問題から、この期には、いかにして残りの不就学児童を就学させるかが問題であり、先の大坂府告諭第6号に見る如く家の倫理に訴えて勧学した。

さらに、大阪府は、この告諭第6号で、貧困によるこれら不就学児童を雇用していた工場主に対して「別ニ夜学ノ方法ヲ設クル等適宜ノ考案ヲ尽シ以テ児童ヲシテ少クモ尋常小学校ノ教科ハ必ス之ヲ卒ヘシメンコトヲ怠ルヘカラス」と勧告しているが、現実には、明治30年当時「日本の工業地たる大阪に職工教育の事なく」、これら貧困による労働・不就学児童は、教育の機会を与えられないので成人しなければならなかった。

2. 「内地雑居」問題と諸条件整備

安政条約は屈辱的で不利益な不平等条約であった。近代日本の形成にあたっては、内においては立憲政治の確立、資本主義の発達、外に対しては平等条約の締結によって、対等の独立国家として国際的地位を占めることがもっとも重要な根本問題であった。そのため明治政府はその当初から条約改正に大きな勢力を傾けつづけた。²⁷⁾自由民権運動でもこれを重要な1つの目標とした。不平等条約のもとでは、近代国家とはいえないし、また国内政治の上で自由と民権を求める考えは、これを外交上にうつせば、不平等条約の改正の要求は当然であった。しかし、明治政府は、この点をうまく利用し、内に、内政の改良を行い国力の充実をはかり、外に貿易と国旗をもって、日清・日露の戦争に突進し、「帝国」の膨脹を目指していった。²⁸⁾

対外戦争はその歴史上、階級戦争というもう一つの戦争を不可避的にともなっていた。横山源之助はすでに明治32年「・・・而して次（日清戦争の）に来らんとする戦争は何ぞ、富者と貧者の戦争なり、資本家と労働者との戦争なり、国家主義と社会主義の戦争なり・・・団結の勢力に依りて社会主義の武器を握りて戦争の用意すべきなり」と書いている。²⁹⁾

彼は、その論拠として。「日清戦役以来、機械工業の勃興によりて労働問題を惹き起し、物価の暴騰は貧民問題を喚起し漸次欧米の社会問題に接近せんとす」。なのに政府は、「本年（明治32年）7月に入れば・・・内地雑居の1事を以て、産業社会に革新到る」と宣伝し、「我国に社会問題なしと言ふ」。³⁰⁾「内地雑居」は「外国の資本家が低廉なる我賃金と怜利な子我労働者とを利用して巨万の利を博せんとて我内地に入り来るの時なり」。³¹⁾だから職工諸君は「同業組合を起して全国共同一致以て事を為さねばならない」と、明治政府の「内地雑居」問題に名を借りた諸条件整備の国民に対する欺瞞性を鋭くみぬいて、労働者の団結をよびかけている。³²⁾³³⁾³⁴⁾

事実、明治政府の「内地雑居」問題に名を借りた諸条件整備は、外に対する帝国臣民資質・軍事力形成と、内に対しては、都市貧困問題の根本的解決を放置し、安価な労働力保全と、治安対策的・社会主義防衛的側面をも内包したものであった。

学校教育の整備拡充に関しては、日清戦争勝利による清国賠償金の一部をあてる妥当性を、「征清ノ役我カ連勝ノ素因一二ニ止マラスト唯モ要ハ知識アリ精神アル軍隊ヲ以テ無識固陋ノ軍隊ヲ破リタルニ外ナラス教育ノ普及知徳ノ進脩豈ニ忽諸ニ付スヘキノ問題ナランヤ」³⁵⁾（第九帝国議会）と主張している。これは、軍事力形成としての天皇制臣民の資質形成を学校教育に期待したものである。

救貧制度の改編にあたっては、伝染病予防法（明治30年）・行旅病人及行旅死亡人取扱法

(明治32年)・精神病者監護法(明治33年)の特別救貧法を、「三府五港其他各地における乞食の取締なきは國家の体面に關係なきものとするや」という観点から、浮浪病人取締という「警察的」目的を主にし、これに附隨して貧困患者の救済をはかるというものがあった。あるいは明治30年「恤救法案」および「救貧税法案」(第10回帝国議会衆議院提出)では、被救助者でなくとも「公安ヲ妨ケ若ハ風俗ヲ乱ルノ処アル者」に対して「公益上必要アリト認ムル時」は、地方長官は内務大臣の定める所により一定期間生業を指定し、または戒告をなすことができると規定している。この懲罪的・強力的な保安処分的な規定は、社会運動の漸く高潮してきた状勢に対応する一種の治安警察法ともいべき性格を付与していた。

3. 明治33年就学猶予・免除規定の意味

明治33年8月20日勅令第334号をもって、学齢児童の就学猶予・免除規定が、明治23年小学令のものより細分明確化して、戦前を通じて法的根拠として確立した。

それによると、就学猶予は、①疾病 — 発育不完全 — ②貧困。就学免除対象者としては、①瘋癲白痴、②不具廢疾 — 盲啞その他 — 、③病弱発育不完全、④貧窮その他。である。これは、明治23年のものと比べて、猶予については、「道路ノ長隔若クハ困難ニシテ幼稚ナルカ為メ通学」³⁸⁾できないものを除外し、就学免除については、「通学セシメ能ハサル地ニ住居スル児童ニシテ他ニ就学セシメ得ヘキ途ナキ」³⁹⁾ものを除外したんに「廢疾不具」とだけ規定していたものを、瘋癲白痴・不具廢疾・病弱発育不完全、と障害児の概念を細分化している。

一方、明治33年小学校令は、①義務教育期間を4年に統一し、②授業料不徴収の原則を規定し、義務教育制度を確立させている。この時点で、就学猶予・免除規定を確立し、公教育を受けることのできない対象者を規定させたということは、貧困による労働児童や、とりわけ「瘋癲白痴、不具廢疾」とよばれた障害児を、公教育から除外し、教育権の第一段階ともいべき就学権をも否定したことを意味する。

しかし、明治政府は、この就学権否定規定を確立させる一方において、第1節で見た如く、就学率をあげるべく、とりわけ労働・不就学児童の貧困家庭に対して、さまざまな就学督責を講ずるのであった。

その勧学督責は、「国家ニ負フ処ノ責務ナル」と、子どもの就学は、親が国家に対して負う義務であるとし、「國ノ教育ヲシテ益普及セシメン」⁴⁰⁾がためのものであった。すなわち、教育は、『國家の発展のために臣民が受けるべきもの』として位置づけられ、就学義務の猶予・免除は、

親の申請の有無にかかわらず、國の一方的認定によって実施できる。とりわけ、盲・聾以外の障害児に対しては、國の一方的認定によって就学免除を子どもにおしつけた。そうすることによって合理的に“國家の生存発達上の必要に応じて”教育をおこなうという体制を確立するのであった。明治23年教育勅語を中心とする天皇教育体制・そこでの義務教育觀は、明治33年就学猶予・免除規定を國民におしつけることによって確立した。

なぜなら、障害児をもつ親にとっては、國家に対する義務である就学を免除・猶予される—あたかも恩恵（天皇の）であるかのとく、就学免除や猶予をおしつけるという論理。労働児童をもつ親に対しては、たとえ就学猶予・免除を請うほかなしといえども、就学させることは國家（天皇）に対する義務なのだから、それに子どもを学校にやらないと「其家へ終ニ困難ノ非境ヲ脱スルノ」⁴⁵⁾ことができませんよという論理。これらの論理の確立は、民法典論争における「この上は、教育の方面で悉く始末をつけ」⁴⁶⁾る教育觀の実現化であり、天皇制的・國家主義的教育の確立を意味する。

また、この就学猶予・免除規定の確立は、都市社会問題としての貧困問題と、子どもを搾取している産業資本家の年少労働雇用問題との両方の本質的解決を、天皇制國家が実施するつもりがないことを明言し、天皇制慈惠によって体制維持の方向を確立したものであるといえよう。

都市下層社会住人の収入と支出を比較してみると、日稼人足にしても、人力車夫にしても、成人男子1人の収入で一家の生計を維持することはできない。⁴⁷⁾したがって、その不足分は内職と子どもの労働賃金に頼らざるを得ない。当時の貧民家庭の内職賃金1日7銭としても月2円10銭であるから、夫の収入を加えても、その生計水準を維持することは困難であり、生きていくためには、結局、子どもの労働収入をあてにせざるをえないという状況を、明治政府は無視し、そのうえでの“家の倫理”に訴えての就学督責であった。

労働児童は「成ルベク間断ナク機械ヲ使ツテ行ク方ガ得デアル」という渋沢栄一のことばに代表される資本家の考え方の上で、11時間から12時間労働に従事し、ときには徹夜業にも従事させられていた。⁴⁸⁾しかるに明治政府は、「工業ノ隆昌ハ固ヨリ喜フ所ナリト媚モ」という前置きのもとに、①就労時間ないしは労働量を減じてなるべく小学校に通学できるように、②あるいは工場内に教室をつくり、夜学の方法でよいから小学校卒業程度の学力を身につけさせるようにと⁴⁹⁾勧告する。⁵⁰⁾しかし、「日本の工業地たる大阪に職工教育」はほとんど存在しなかったし、「我国の幼工は実際に於て労働と云ふ程の労働を為し居らず、所謂遊び半分に労働しつつある状況なれば、普通の職工と同一の労働時間を取りたりとて之が為に何らの苦痛を感じべきにあらず」とい⁵¹⁾う産業資本家の工場法制定延期要求に、なんの対処策も構ずることができなかった。⁵²⁾⁵³⁾

Ⅲ 壮丁学力点検と無学力問題

1. 陸軍省の壮丁学力点検、その国家的意味

明治 38 年から、「壮丁普通教育程度調査」が実施された。大阪においては「第四，第十 師団司令部ニ交渉」⁵⁴⁾し、大阪府第二部が直接「徴兵検査ノ際人別ニ」⁵⁵⁾調査した。明治 39 年度からは大阪府内務部で調査したのであるが、たんなる名称変更ではなく、陸軍における壮丁の無学力問題を、内務部として総体的に問題解決への諸施策を定着化させようとする意をも意味する。⁵⁶⁾

この壮丁学力点検は、「国民教育施設ノ参考ニ資スル」ため、「直接ニハ壮丁ノ就学ノ状況、教育ノ程度、退学後ノ学術進否ノ状況等ヲ。。。間接ニハ以テ既往ニ於ケル地方教育ノ盛衰、学校ニ於ケル訓練教育ノ到否ヲモ窮知スル」⁵⁷⁾目的をもって実施された。⁵⁸⁾

日本の資本主義は、日清戦争・北清事変・日露戦争など一連の戦争と軍事的待機を通じて、帝国主義的繁栄の道すじをたどった。この日本の軍国主義は、この段階にはいって、学校教育や社会教育の内部に侵透し、教材・教授法・訓育等に具体化するようになってきた。壮丁学力点検はこの役割を直接的に負っていた。それは、これらの戦争によってできた矛盾—貧困強兵—の是正⁵⁹⁾運動であり、同時に、帝国主義諸国に抗して、独立を保持し、さらに世界の一等国にのし上った日本帝国主義イデオロギーの本格的形成を意図するものであった。

たとえば浮田和民は、「一步を転じて国民教育を施すに当り、国家の自営発展を增長大成せしむるよう、国民を養成する積極主義を実行せざる可らず」と、「国家の自営発展に妨害なき様に国民を養成する」(井上哲次郎の論)⁶⁰⁾⁶¹⁾というような消極主義では、もはや時代遅れであり、国家の自営発展を增長大成せしむるような積極的な「国民教育」—個人的にも社会的にも国家的にも世界生存競争に適合すべき臣民を養成—を唱える。このように「国民教育」にも積極的に「帝国」イデオロギーの形成の期待が持ちこまれ、公教育における学力の水準の向上も、具体的に日程にのぼり、日本帝国主義段階への移行にともなってさらに重要なものとして、国家的に要請された。

しかし、現実の学力は、この要請に応えるほどに形成されてはいなかった。ほとんどの壮丁は、読み書き算ができるず、全壮丁の約 4 割を占めるという状況であった。それゆえ、学校教育と社会教育との総体的基本構造の構築にきびしくかかわる問題として自覚されねばならなかった。

2. 軍部における無学力者の問題自覚

軍部の壮丁学力点検により、読み書き算のできないいわゆる無学力な壮丁が摘出されたのであるが、この「無学力者問題」とは、現象的にとらえるなら、つきの3点が考えられる。⁶²⁾

- ① 自分の名前すら書けない、あるいは名前だけは書けるが「読書算術ヲ知ラサル者」が、全壮丁中25.18パーセント（明治36年度）いるという問題。
- ② 「稍読書算術ヲ為シ得ル者」を含めると無学力な者が43.50パーセント（明治36年度）もいるといった問題。
- ③ さらには、尋常小学校を卒業した壮丁中においてすら、「読書算術ヲ為シ得サル者」ならびに「稍読書算術ヲ為シ得ル」だけの者が21パーセント（明治37年度）もいるという問題。

しかし、本質的には、軍部における無学力者問題とは、読み書き算術のできない無学力者が多く存在するといった問題ではなく、①現実の学校教育が、天皇制臣民としての資質形成をすべての子どもに浸透させていない。せめて学校に通っている子どもぐらい 臣民資質を充分に形成するように、「訓練教育」の方法を再考し、実践しろという問題。②さしあたって、無学力な壮丁ないし学校教育を受けなかったり受けていない臣民に対して、なんとかしてすぐ使える軍人にすることができるよう夜間教授」を各地に設け、実践しろという問題。⁶³⁾であった。軍部はこのように問題自覚し、学校教育と社会教育関係に問題提起したのであった。

この無学力者問題は、軍部にとって緊急な課題ではあったが、その本質的問題としての近代的貧困問題と深くかかわる問題であるゆえに、早急に解決へと結びつけることはできなかった。たとえば明治36年度を例にとると、大阪市内の「読書算術ヲ知ラサル者」は、郡部において「大體ニ於テ減少ノ傾向」にあったにもかかわらず、⁶⁴⁾1.69パーセント増加している。それは都市下層社会のある南区の無学力壮丁（大阪市内無学力壮丁中48パーセントを占めていた）⁶⁵⁾が増加したからである。明治20年代マッチ・ガラス工場で労働して無教育で成人しなければならなかつた者と、「全ク商工業ノ発展ニ連レ他地方ヨリ・・・移住セル」無教育者とが、壮丁学力点検を受けたからである。⁶⁶⁾

この無学力者問題に対して、軍部や大阪府および大阪市みずから「夜間教授」を開設して、解決への方向をみいだそうとはしなかった。あくまでも、天皇制天皇主義イデオロギーの浸透をねらい、天皇制慈惠形態・夜学校を民間の慈善団体を利用して、設置の方向へと働きかけたようである。たとえば、明治39年、南区天王寺に累徳夜学校が累徳婦人会によって設立されたが、累徳婦人会は浄土宗関係の慈善団体で、「出征軍人家族の訪問、傷病兵の慰籍、戦死者の追吊等」の活動⁶⁷⁾

を主としていた。こうした無意識的に軍事的・国家的要請に応えなければならなかつた慈善団体に、その解決を依拠したのであつた。

また、学校教育に対する臣民資質形成の徹底ならびに「訓練教育」の再考再請は、軍部の提起が、無学力者は体格的に少しも劣っていないこと。⁶⁸⁾尋常小学校を卒業した者の中でもその4分の1が無学力者であった（「尋常小学卒業者学力細別」調査）という直接的な批判であつただけに、学校教育はただちにとりあげねばならなかつた。文部省は、正式に「壮丁普通教育程度調査」に協力することになり、日露戦争終結後にその指令を出し、明治40年には「小学校教育ノ内容改善督励及児童卒業後ノ補助教育奖励方」⁶⁹⁾を指示せざるをえなかつた。

3. 学校教育内部の問題自覚と劣等児教育への着意

軍部の無学力者問題は、教育によるイデオロギー支配のいまだ徹底していない層への教育対策として学校教育へ提起していった。学校教育内部にとっては、軍部からの無学力者問題を劣等児問題として学力（臣民資質）を向上させなければならないというきわめて命令的な課題を背負わされた。

大阪府天王寺師範の教材研究会は、こうした背景の中で、東京市直営の特殊貧民学校（明治36年設立）⁷⁰⁾の実践や経営方針を雑誌『初等教育教材研究』誌上でとりあげた。

この特殊貧民学校（東京下谷萬年小学校）は、明治33年立太子妃慶事の際に、明治天皇、昭憲皇太后より「教育費」として、東京市に下附された8万円の一部を基金とし、「皇恩の深さに感激し、發奮精励以て教育の普及改善を図る」（市議会決議）⁷¹⁾べく、東京市の直接管理・経営のもとに無月謝学用品貸与の貧民子弟のための特殊小学校として、明治36年「東京の三大貧民窟」⁷²⁾の一つといわれた下谷萬年町に設立されたものであった。この設立と教育に献身的努力をした坂本龍之輔は、「所謂貧民なる者をして教育の効果を自覚させねばならぬ」として、特に教授訓練⁷³⁾に重きをおき、明治38年には、劣等児収容の「特別学級」を設置している。⁷⁴⁾

この貧児教育問題は、読書・算術のできない子ども=劣等児をいかにできるようにするかの問題として、雑誌『初等教育教材研究』誌上でとりあげられていった。その端緒が『劣等児童の救済—広く材料を求む』（森川正雄、2巻5号、明37.5）であった。

「小学校に於て、教師が最も困るものゝ一は、實に劣等児童の取扱方なり。。。彼等は或は先天的に不良の素因を有し、或は家庭の風波の為に悪傾向に駆られ、或は隣人朋友の悪感化に感染⁷⁵⁾苦悶しつつある」「若し幸に、多数の材料を収集することを得ば、意外の好結果を得ること難き

にあらざるが如し、目下最困難を感じる点は、確実なる報告を得ざることなり」と広く劣等児研究の材料を求める。これにまず応えたのが、『算術科劣等生の取扱い方』(岸高丈, 明37.7)⁷⁷⁾であり、楠品次『劣等生を救済する方法に付いて』(明37.11)⁷⁸⁾であった。楠品次は、森川提案を「凡ての種類の劣等生を、絶対的に無くするということでなくて、学校に於いて消極的積極的のあらゆる手段を盡さば、救ひ得らるべきという範囲内にある劣等生を、皆無ならしむるという方法の研究に相違ない」ととらえなおして、「先その原因から考査して」⁷⁹⁾いった。この原因をさらに実証的に研究し、教授方法を工夫したのが、鈴木治太郎の大坂府天王寺師範附小「教育治療室」(明治39年4月設置)での実践・研究である。

鈴木は、かねてよりドイツのペルゲマンの郷土科を紹介研究しており、当時の五段教授法の形式的画一的な側面に批判的であった。「現今ノ如キ学級教授(数十人ノ児童ヲ一人ノ教師カ教授スル仕方)ニ於テ陥リ易キ弊害ハ児童ノ個人性ニ満足ヲ与フル教育方法ヲ施ス能ハサルニアリ能力中等ノ児童ニ取リテハ弊害ナシト雖。。殊ニ学業成績不良児ニ至リテハ半知或ヘ不了解ノ智識ヲ受ケツツ進ムヲ以テ其人格ニ惡シキ影響ヲ及スコト非常ニ大ナリ」という認識にもとづいている。⁸⁰⁾

鈴木は「コレ等児童ノ成績不良トナリタル原因ヲ攻究シ之ニ応ス特別方法ヲ工夫」するため、「教育治療室」を設置させ、①感覺器官及び精神作用、②遺伝及び身体事情、③児童の環境および教育、の三方面から研究・教育実践に着手した。この『劣等生取扱いに関する一ヶ年の実験結果』をさきの雑誌『初等教育教材研究』(5巻6号, 明40.6)に発表している。それによると、劣等児の「共通的教育方針」としては、①個人的にその事情に応ずるよう教養すること、②動作に訴えて理解せしむるに努むること、③興味ある形にて反復練習に重きを置く必要があること、④できるだけ実物的・具体的に教授すること、⑤きわめて温き情をもって児童に接すること、⑥できるだけ平易なものを与えて成功の興味を感じしめ自信を持たしむるように努めること、の6点をあげる。さらに、「能力劣等ニシテ衆児ト共ニ學習スルコト能ハサル児童ヲ普通児童ト共ニ学バシムル」ならば、①習得する所きわめてすくなく、②自暴自棄な人間としたり、③まじめに事に従わない人間を作り、④不良少年を増加させることになると警告し、「該学級設置ノ必要ハ自明ナラン」と特別学級設置の必要性を主張した。⁸¹⁾⁸²⁾

この鈴木の論文は、明治40年8月22.26.27日の『官報』に、翌年2月には『日本神経学雑誌』(6巻11号)にも掲載され、学級編成の問題がマンハイムシステムを中心に論議されており、当時の教育界と文部省に大な示唆を与え、師範附小に特別学級を設けることを奨励した文部省訓令第六号(明治40年4月)の規定を、現実化させ、尋常小学校「特別学級」設置への

歩みをよぎなくした。

4. 内務部の問題自覚と貧民学校への着意

日露戦争後の「戦後經營」の中心課題は、内政を犠牲にする「貧困強兵」の軍事的・冒險的帝国主義のは是正、すなわち外交と不可分に「民力休養」を揚げて内政を重視する本格的な「帝国」⁸⁹⁾の形成にあった。

明治41年5月、日露戦争後の深刻な恐慌のさなか、「済貧恤窮ハ隣保相扶ノ情誼ニ依リ互ニ⁹⁰⁾協救セシメ国費救助ノ濫給矯正方ノ件」と題する内務省地方局長通達が出された。それは救貧に関する国家責任を、「隣保相扶ノ情誼」ならびに民間慈善事業に転嫁するとともに、これらの共同体的・私的慈惠活動を通して、支配権力に対する服従心が貧民のうちに日常的・心情的に形成されること、そしてそれによって権力に対する階級的抵抗意識の発生を阻止し、解消させること⁹¹⁾⁹²⁾をねらったものであった。さらに「危機に際会した支配体制を強化するため」明治政府は、治安警察法の駆使、新刑法（明治40年4月公布）や警察犯処罰令（41年9月公布）等をもっていっさいの社会運動に容赦ない弾圧政策を開始した。⁹³⁾

たとえば、警察犯処罰令をみると、「人ヲ誑惑シ流言風説ヲナシ又ハ虚報ヲナシタルモノ」（2条19項）等の治安警察的側面を如実にあらわしている。また警察官が、直接に貧民窟に入⁹⁴⁾っていって、積極的に取締ができるような諸条目を置いていた。この処罰令にもとづき日夜、警察官は貧民窟内を巡回したわけである。明治44年大逆事件のときにも、この処罰令にもとづいて、"裸でいてはいけない十銭の科料をとるぞ"とか"毎朝歯をみがけ" "家族は手拭を別々にせよ"とかの生活指導をしながら、大阪の貧民窟に逃げ込んだと推測される「犯人」を逮捕しようとしたという。⁹⁵⁾

明治44年5月、「施薬救療以テ済生ノ道ヲ弘メム」とする150万円の下賜金をもととして、財閥募金や官僚の支持および行政権力機構をとうしての相当強引な地方寄付金募集のもとに、恩賜財団済生会を設立した。これによって、救済事業は立法とりわけ公的扶助義務立法の形式においてではなく、いわんや権利としてではなく、まったく恩恵とくに国家支配の頂点である皇室の⁹⁶⁾⁹⁷⁾恩恵に源泉するものとして位置づけられた。

済生会設置にあたって、下賜金だけではなく、各地方に寄付金募集を強要したことは、他面各地方に貧民調査を生み、大阪市でも、明治44年7月28日その調査を完了した。「べて四千九百六十一戸、一万六千四百九十一人といは夥しき数となる。さて百人に一人は食ふや食はずの貧乏人がある

勘定なり」と報告している。

こうした背景のもとに明治44年6月15日有隣学校が、同年7月5日徳風学校が南区の貧民窟内に設立された。

明治44年6月8日の大阪朝日新聞は「貧民学校の設立」と題してつぎのような記事を掲げている。

「難波署では以前から部内貧民の調査を始めると共に署長自ら巡視の結果其の窮状一日も捨て置き難い彼等の有様に対して施薬施療，廃人救済，病児保育など問題は多いが最も急務でもあり且又永遠的でもある貧児教育を開始することにした。・・・・此れ等二箇の貧児学校設立の費用は何人から支出されるかといふに難波部内の二大富豪製革王と製鉄王が全く黒幕に隠れての慈善事業・・・・先づ風呂は・・・・驚湯が入り次第・・・・床福は何時にも無料で散髪・・・・大田医師は診断治療に・・・・林氏は洋服の寄附を願ふ其の外一切が斯の計画に対する好意から出ぬものはない始末である。・・・・直接教育に当るのは難波第六尋常高等小学校長松村誠一氏が一切を監督し木津第一，難波第四小学校から四名程の教員，体操は其特務曹長其の外同署巡査で中学卒業者の藤家肇氏，女教師としては田村巡査の妻田村あさの・・・・」。

いわば「警察の学校」である。

難波署の天野署長は，貧民学校設立の発意をつぎのように述べる。

「管内を巡視して・・・・“やあ巡査が通る通る”と囁き立てながら，中には石を投げつける者すらあった・・・・彼らがこんないたずらをするのも，つまりは無教育のためであるから，叱るよりは寧ろ教えて化するのが最も策の得たものであると考え。・・・・」。

すなわち，犯罪問題に対しても，その原因である貧困とか教育程度とかが考慮にいれられ，「貧民ながらしむ方法」が重視されていた。「救貧より防貧，防貧より教化を考え，道義こそ協同生活の基礎となるべきものであって，そこにこそ最終目的である良国民が養成される」(井上友一)という国家的期待の実行であった。いいかえれば，警察あるいは内務部は，社会主義弾圧とともに，公教育で欠落していた部分，臣民資質を公的に形成されないでいる層へ直接的に入り込み，「防貧理念」を実践していた。隣保相扶を強調し，天皇制慈惠を媒介として「家族国家」的支配を補強して，臣民資質を日常的・心情的に形成していった。その中核として「貧民学校」が都市スラムのなかで位置づけられ，非行・犯罪防遏と社会主義防遏との治安対策としての役割をも与付された。ここに，軍部における無学力者問題の解決の方向をみいだしたのであった。

なお，徳風学校は，「夜間貧民教育の外に，付属事業として保育所（注・共稼ぎ夫婦の6才以下の乳幼児）の設立と施療施薬（太田医師）を行」（明44.6.22.大阪朝日新聞）っていた。

IV おわりに一 児童保護問題の構造

以上、軍部における無学力者問題を契機に、帝国主義イデオロギーを総体的に形成すべく対処された諸施策の中で、児童問題の自覚の様態の特殊日本の構造を、歴史的に明確化することをめざしてきた。それは、とりもなおさず、臣民資質形成という国家的・軍事的要請と労働力保全という国家の物質的基礎にかかる問題との相矛盾する要請をかかえた児童問題であった。それが明治40年代にはいると、天皇制慈惠としての「児童保護」によって、日本の臣民資質形成体制=児童保護体制を確立するのであった。劣等児・低能児教育がそれであり、感化教育、貧民学校がそれであった。

ここで、これらの児童保護問題相互の連関と構造の分析を試みることによって、結びにかえたいと思う。

〔無学力者問題と就学猶予・免除規定〕

壮丁学力点検によって、読み書き算術のできない者が、学校教育を受けないで成人したものだけでなく尋常小学校を卒業した者の中にも多く占めているという無学力者問題は、壮丁学力点検を実施した年、明治33年に、小学校教育を受けることのできない者の規定を同時に確立していた。それゆえ、国家的要請である無学力者問題を学校教育にすぐさま劣等児教育問題としてとりあげることを容易にした。主として、教授上の技術的な問題として学校教育内部に浸透していく。しかし、就学権を否定された障害児（盲啞以外の）がいたし、貧児にとっても労働しなければならない現実があった。こうした不就学児に対しても臣民資質だけは浸透させなければならない。そうしなければ体制の維持ができないのだという自覚。ここに児童保護問題の特殊日本の成立をする。天皇制慈恵や家族国家観の強調の必要の論理がここにみいだされた。

〔無学力者問題と劣等児教育問題〕

「読書算術ヲ知ラサル者」という陸軍省の問題提起は、いまだ軍事力としての学力の形成されていない層=劣等児の教育問題として学校教育内部に浸透していった。臣民資質としての「帝国」イデオロギーの形成はまず学力を軍事力とみなす国家的・軍事的要請のもとに、学校教育内部では劣等児をいかに救済するかという教授訓練の研究へと自覚せしめた。社会的にも国家的にも世界的にも世界生存競争に適合すべく、帝国臣民を形成させなければならないという課題。こうした課題を強力に推進できる「国民教育」として、劣等児教育問題に着目し、師範附小という実験学校は率先して研究実践にとりくんでいった。無学力者問題の根源である近代的都市貧困問題が必然的にうみだす不良少年問題の解決の方向をも付与して、積極的に劣等児教育にとりくんでい

った。こうして天皇制教育勅語体制をより強固なものへと確立する基礎を構築した。

〔劣等児教育問題と感化教育問題〕

産業革命期における貧困—労働—不就学児童問題は、帝国主義段階への移行にともなって、¹⁰⁴⁾貧困—低能—不良少年問題へと自覚されていった。「貧民窟は矢張不良少年製造所である」¹⁰⁵⁾「その半分以上は低能児である」と解せられていた。感化法が対外的対面をととのえる意味をもって制定（明治38年）されたがゆえに、全国的な感化院設置をみることはできず。その問題解決は、感化教育としての非行予防の観点から、学校教育内の劣等児教育は「刑事政策上の問題」¹⁰⁶⁾とみなされ。感化教育のみならず劣等児教育は犯罪防隔的・治安対策的意味をも有し。そこでの帝国イデオロギーの注入的な形成は体制維持を確固たるものにしていった。感化教育内部では、その非行原因の追求の必要性から、劣等児と低能児との分化を究明していった。それはまた、学校教育に対して、劣等児「特別学級」教育の必要を強力に要求していった。

〔感化教育問題と貧民学校問題〕

感化教育問題は、近代的都市貧困問題の根本的な解決なしには激化するばかりである。国民の「相互扶助」によって、天皇制慈惠・帝国イデオロギーを、日常的・人情的に浸透させながらの問題解決は、第一次的には社会主義運動の弾圧と防隔以外のなにものでもなかった。その防隔的側面を強調し、「救貧より防貧へ」の児童の着意は、感化教育を監獄刑から教育刑へと発展させたが、同時に都市スラム内に貧民学校を設立させた。その設立と教育にあたっては「警察」が直接的に精力をついやしいわば「警察の学校」を設立させたのであった。この貧民学校を中心として、地域のスラム住民に対して「帝国」イデオロギーを形成していった。教育費は天皇の下賜金と産業資本家、慈善団体の寄付によって、安価にしかも確実に帝国臣民としての資質を形成し、天皇制「家族国家」を最底辺にまで浸透、確立していった。

〔児童保護問題の構造〕

以上、児童保護問題は、劣等児教育→感化教育→貧民学校へと、相連関して成立し、しかも共通して、日本の天皇制「家族国家」の確立に根底から構築することの役割を付与されていた。都市貧困問題と児童問題の本質的矛盾を隠蔽させる直接的媒介機関としての役割を付与された。それはいざれも国民の「相互扶助」を期待するものであり、天皇制慈恵の直接的対象として国民への「帝国」イデオロギーを癒着させる働きをしなければならなかった。天皇を頂点とする日本の「家族国家」のなかで、すべての国民の権利思想の形成を総体的に否定しようとする意図を、国民にみぬかせないようにとするものであった。親が子どもを監護教育する権利は国家に対する義務としての教育権が根強く確立し、その確立にともなって子どもの教育機会が国民への天皇制慈

恵として与えられたにすぎなかった。労働児童の主体的な努力と国民の財政負担によって教育の機会を得なければ、解決への方向をみいだすことはできなかった。

注

1. 筆者は、教育権論争のなかで、基本的に堀尾輝久(『現代における教育と法 — 憲法 = 教育基本法体制の歴史的・原理的究明を中心として』岩波・現代法 8・昭 41 所収)の立場に賛成する。そして生存権の文化的保障を発達権へとつながるものとしてとらえなおしてみたい。
2. 田中勝又『現代社会と子ども』(江藤恭二編『明日を築く教育』昭 43 所収)そのほか現代の児童問題の把握にあたっては、小川太郎『増補日本の子ども』(昭 39)一番ヶ瀬・泉・小川・窪田・宍戸『日本の児童福祉』(昭 39)早川元二・丸岡秀子『児童問題講座・第 4 卷』(社会篇 昭 29)等を参考とした。
3. 劣等児教育は、師範附小を中心として、明治 39 年(大阪府師範附小「教育治療室」設置。明 39)ごろ、感化教育は刑法改正(刑事责任能力 12 才から 14 才に引き上げ)とともに感化院増設を中心とする明治 41 年(大阪府修徳館設置、明 41)ごろ、貧民学校は警察を中心として明治 44 年(徳風・有隣学校設置、明 44)ごろ、児童保護問題として成立した。
4. 拙稿『大阪市における精神薄弱児「特別学級」の成立過程 — 天保 8 年より昭和 5 年まで』(精神薄弱問題史研究紀要 第 5 号 明 42.5)を参照されたい。
5. 大阪市立児童相談所で主として知能検査の標準化の着手と、附帯学園で精神薄弱児教育・学級編成の研究をし、大正 11 年『大阪市立児童相談所紀要』として研究をまとめ、大正 12 年大阪市内尋常小学校「特別学級」設置へと橋渡的役割を果した。
6. 大阪市立児童相談所編『大阪市立児童相談所紀要』第 1 卷 大 11 P. 21
7. 美濃口時次郎『改訂増補人の資源論』昭 16 P. 306
8. 大阪都市協会編『大大阪』17 卷 6 号 昭 16.6 P. 108
9. 昭和 15 年 9 月大阪市立児童教育相談所内に、精神薄弱児対象の思齊学校が各種学校として開校、翌年国民学校令施行規則第 58 条の規定にともない思齊国民学校として公教育としての養護学校が日本唯一のものとして成立した。
10. 井上清『日本の「近代化」と軍国主義』(昭 41)江口朴郎『帝国主義の時代』(昭 44)宮原誠一『教育史』(日本現代史大系 昭 38)村田泰彦『明治教育体制の動搖と再編』(現代教育学 5. 昭 38 所収)五十嵐頭『教育研究における帝国主義の観点について』(東京大学教育学部紀要 第 6 卷 戦前の日本の国家権利と教育 昭 39.3 所収)堀尾輝久『体制再統

合の試みと「帝国」イデオロギーの形成——社会主義への対応を基軸として』(日本政治学会『日本の社会主義』昭43.所収)等を参考とした。

なお、日本帝国主義の出発点として、筆者は明治33年(1900年)の北清事変をとりたい。それは、天皇制軍部官僚と帝国主義ブルジョアジーが主導権をとったことに重点をおくからである。本論もこの立場から分析した。

1.1. 井上清『日本の軍国主義I』

1.2. 藤原彰『日本軍国主義の戦略思想——1885—89年の軍政改革を中心として』(『思想』昭29.11所収) P.4 参照

1.3. 日本における警察制度の最終的確立は、「警察犯処罰令」公布の明治41年に求められる。

1.4. 横山源之助『日本の下層社会』岩波文庫 昭24. P.180

1.5. 同上書 P.181

1.6. 大阪府教育会編『改正大阪府学事法令 完』明32 P.67

1.7. 同上

1.8. 横山源之助 前掲書 P.136

1.9. 注1.6に同じ

2.0. 大阪市役所社会部編『社会事業史』大13 P.37

2.1. 吉田久一がこの「封建的スラム」というコトバを使用されている(『日本社会事業の歴史』昭35 P.199)。封建的諸矛盾の表現としての貧民の集団地を意味する。

2.2. 大阪市告示第14号、同年(明22)10月大阪市告示15号により「棄児養育規則」を定めている。これによると国費以外の補助費として満13才迄1人1日10銭以内を支給した。(大阪市役所社会部編 前掲書 P.129)

2.3. 小川太郎『増補立身出世主義の教育』昭40 P.109

2.4. 附表I 参照

2.5. 大阪府教育会編 前掲書 P.67

2.6. 横山源之助 前掲書 P.189

2.7. 井上清『民族の目ざめと被圧迫民族の連帯感』(『条約改正』2章3節 昭30)とくに P.P.71-77

2.8. 堀尾輝久『体制再統合の試みと「帝国」イデオロギーの形成』P.143

2.9. 横山源之助『内地難居後の日本』明32 P.55

3.0. 横山源之助『日本の社会運動』(『日本の下層社会』所収) P.295

- 3 1. 同上書 P.P.333-334
- 3 2. 注29と同じ
- 3 3. 横山源之助『日本の社会運動』P.315
- 3 4. 同上書 P.317
- 3 5. 文部省教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』4巻 P.P.22-23
- 3 6. 明治32年3月第13議会衆議院において根本正他2名の議員より追求された。（日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』P.129）
- 3 7. 小川政亮『産業資本確立期の救貧体制』（『日本の救貧制度』所収）P.P.110-115
参考とした。
- 3 8. 小学校令第33条
- 3 9. 文部省教育史編纂会編 前掲書 第4巻 P.52
- 4 0. これは、明治28年10月勅令第215号小学校令第24条に基づき、明治25年4月30日大阪府令第20号「学齢児童就学及家庭教育等ニ関スル規則」をもって就学猶予・免除を規定した。第3条にある。（大阪府教育会、前掲書 P.53）
- 4 1. 同上
- 4 2. 明治5年学制「其外廃人学校アルベシ」（第29章）→明治28年小学校令「市町村ハ盲啞啞学校ヲ設置スルコトガデキル」（第40条）→明治33年「学令児童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ為（免除）病弱タハ发育不完全ノ為（猶予）」（第33条）
- 4 3. （大阪府訓令第5号 明治33年1月29日 大阪府内務部第3課「小学校法規類抄」明35 269頁）
- 4 4. 同上書 P.270
- 4 5. 注19と同じ
- 4 6. 石田雄『明治政治思想史研究』（P.87） 磯野誠一・磯野富士子『家族制度』（昭33.9-22頁）中村菊男『増訂近代日本の法的形成』（昭33 P.P.126-139）参照
- 4 7. 田中勝文『児童保護と教育、その社会史的考察』（P.P.129-131）を参照されたい。
- 4 8. 「第1回商工高等会議議事速記録」P.P.322-325（風早八十二『日本社会政府史』上巻，P.160所収）
- 4 9. 附表Ⅱ 参照
- 5 0. 大阪府教育会 前掲書 P.66
- 5 1. 「段通職物を出だす堺市に一種珍奇な職工教育あり」（横山源之介『日本之下層社会』

P. 187)しかし、これとても「工場の手スキを見て之に修身を講じ文字を教え」(P. 189

るにすぎない。なお、「夜間教授」は、大阪市内 15 の小学校で、明治 27 年から 29 年にかけて開設された(『大阪市学事統計』明 45 年版 P. P46-49)。

5 2. 大日本綿糸紡績同業聯合会編『紡績職工事情調査概要書』(風早八十二 前掲書

P. 160

5 3. 明治 29 年第 1 回農商工高等會議に於て「職工の保護及び取締に関する件」が諮問され、明治 31 年農商工高等會議で可決された。ところが、法案の実施が、産業界に多大の影響をあたえるため、慎重に調査する必要があるとの口実によって、議会提案は見送られ、結局成立しなかった。その後明治 35 年農商務省案として「工場法案要領」が公表されたが、日本の「美風」である労働間の主従関係を失わせるという反対や日露戦争への突入によって、議会に提出されないままに終った。明治 44 年になってようやく議会に提出され成立した。

5 4. 大阪府第 2 部『大阪府壮丁普通教育程度取調書』明 36 P. 1

5 5. 同 上

5 6. 日本において、軍備は「陸軍を重点とする対外戦備として進められ、桂の前掲談話も、『今や陸軍の兵備稍々完全を告げたり。と誇るほど、兵制改革の効果があがり、海軍の軍備は陸軍の対外作戦を可能ならしめる前提として、制海権を確保するためのものであった。』(藤原彰 前掲書 P. 19)。桂太郎はまた「兵制の改革に努力した結果、教育即ち学校の組織系統、行政の組織行政、全く調査を了へて、秩然たる組織を成すことを得たり」(『公爵桂太郎伝』)と、その功を誇っている。』(P. 15)

5 7. 注 5 4. に同じ

5 8. 同 上

5 9. 隅谷三喜男『国民的ヴィジョンの統合と分解』(『近代日本思想史講座』5 卷所収)堀尾輝久『体制再統合の試みと「帝国」イデオロギーの形成』参照

6 0. 浮田和民『国民教育論』明 34 P. 184

6 1. 同 上

6 2. 附表 III . IV 参照

6 3. 「年長者トナリテ就学ノ機会ヲ失シ終ニ不就学ニ終リン者少ツトセズ。。。無教育者尚多キ原因ナカラソカ然レトモ此等ノ者ニ對シ相当ノ救済法ナカルベカラズ此レカ為メ近來教授年長者。。。」(大阪府第二部 前掲書 明治 36 年版 P. 3)

6 4. 同上書 P. 2

6 5. 「読書算術ヲ知ラサル者」大阪市全社丁705人中，南区は338人

6 6. 注64と同じ

6 7. 救済事業研究会編『大阪慈惠事業の発展』大3 P. 176

なお，明治40年には鳴尾篤志学舎（北区曾根崎），明治42年には勝山夜学校（南区天王寺），心華小学校（北区北野茶屋），愛染夜学校（南区愛染橋詰）の3校が設立された。

6 8. 明治37年度社丁学力取調における「稍読書算術ヲ為シ得ル者」および「読書算術ヲ知ラサル者」4,832人中，2,004人の42%が体格検査を「甲」で合格する。これはまた，「甲」で合格する全社丁5,329人中の38%であり，無学力者は体格的に少しも劣っていないことを示す。（大阪府第二部 前掲書 P. 12）

6 9. 村田泰彦 前掲書 P.P. 140-147

7 0. 坂本龍之輔『東京下谷萬年小学校の状況』（天王寺師範附小初等教育教材研究会『初等教育教材研究』第2巻 2号・3号・5号・6号に連載）

7 1. 添田知道『教育者』昭18. P. 35

7 2. 横山源之助『日本の下層社会』 P. 22

7 3. 坂本龍之輔 前掲論文 2巻5号 明37.5 P. 64

7 4. 担任が結核で倒れたりして明治38年度だけで解消（清水寛・津曲裕次『坂本龍之輔と貧児教育』（東洋館出版社編集部編『近代日本の教育を育てた人々』下 所収）昭40 P. 130 参照）

なお，田中勝又，前掲論文は，この万年小学校の成立を社会史的に考察したものである。
ぜひ参考されたい。

7 5. 森川正雄『劣等児童の救済—広く材料を求む—』（前掲雑誌 2巻 5号）明37.5
P. 7

7 6. 同上論文 P. 8

7 7. 長野県においてもまず「算術科に於て優秀児童の取扱を如何にすべきか，教材の性質難易分量等に対して児童の個性に適応したる教授をなすべき方案の研究を要求す」—長野県内小学校連合教科研究会・明治44年6月—（北沢清司『劣等児・低能児教育の成立過程に関する一考察—信州の公教育を中心として』精神薄弱問題史研究紀要第5号 昭42.5 P. 7）というように算術科劣等生の問題がとりあげられた。

7 8. 楠品次『劣等生を救済する方法について』（初等教育教材研究2巻 11号）明37.11
P. 8

- 7 9. 同上論文 P. 10
- 8 0. 鈴木治太郎『ペルグマン氏の郷土科を紹介し校外教授の着眼点に及ぶ』同上雑誌3巻10号 明38.10 P.P.13-20
- 8 1. 鈴木治太郎『劣等生取扱ニ関スル実験報告』官報 第7249号 明40.8.27 P.6
- 8 2. 同上論文 第7245号 明40.8.22 P.13
- 8 3. 同 上
- 8 4. 同上論文 第7249号 P.6
- 8 5. 同 上
- 8 6. 明治39年10月3日官報に服部敏一が『月下独逸に行はる新小学校編成法』として、
マンハイムシステムを紹介した。
- 8 7. 「師範学校規程の要旨及施行上の注意」(明治40年4月文部省訓令第6号)
- 8 8. 明治41年には、東京高師附小、福岡女子師範附小、姫路師範附小、長野師範附小に特別
学級を設置
- 8 9. 堀尾輝久『体制再統合の試みと「帝国」イデオロギーの形成』 P.166
- 9 0. 大阪市役所社会部編『社事事業史』大13. 所収 P.P.151-152
この通達は、明治41年6月3日庶2第442号もって大阪市に定着させるが、明治42年5月25日庶甲915号では、血救規則国庫打切が「到底現今ノ儘救護ヲ継続上難ク」
(同書 P.158)と大阪市長に援助を求めている。
- 9 1. 同 上
- 9 2. 小川政亮 前掲論文 P.143
- 9 3. 福井淳編纂『整新刑法・新刑事訴訟法・新監獄法註解』明41年 P.28
- 9 4. たとえば、第1条3項(略)、第2条2項(略)・11項(略)
「第3条左ノ各項ノ一一該当スルモノハ20円以下ノ科料ニ処スニ、公衆ノ目ニ触ルヘキ
場所ニ於テ相撲裸裸又ハ臀部股部ヲ現ヘシ其ノ他醜態ヲナシタルモノ」(同上書 31頁)
- 9 5. たとえば、住井すゑは『橋のない川』第1部のなかで(P.185)こうした事実を小説と
してふれている。
- 9 6. 明治44年2月11日 明治天皇から内閣總理大臣陸軍大將桂太郎への詔勅
- 9 7. 小川政亮 前掲論文 P.146参照
- 9 8. 明治44年7月29日 大阪朝日新聞
- 9 9. 明治44年6月8日 大阪朝日新聞

100. 一記者『市立になった徳風小学校=百々助崇拝や芸妓志願の生徒=』(大阪都市協会編
『大阪』2巻11号 大15.11 P.101)
101. たとえば明治41年3月27日法律第28号新「監獄法」では、「教育トハ知識ヲ研キ
技芸ヲ習フコトヲ謂フモノニシテ教誨ノ如ク単ニ道義ヲ説キ開カスモノニ非ス」(福井淳
前掲書 新監獄法 P.10)と監獄刑から教育刑が採用されている。
102. 吉田久一 前掲書 P.232 所収
103. ここでの「家族国家」観は、産業革命期の「家の倫理」を再編強化したもの、すなわち、
「親への孝を天皇への忠に連続的につないでいくことによって構築されるのではなく、忠
と孝との緊張を予想し、ある場合には孝を否定することによって、皇室を中心とする国家
への忠誠を一元的に求めるもの」(堀尾輝久『体制再統合の試みと「帝国」イデオロギー
の形成』(P.56)といえよう。
104. 賀川豊彦『貧民心理の研究』大4 P.589
105. 同上書 P.596
106. 乙竹岩造『低能児教育法』明41. P.5

附表 I 大阪市における就学猶予・免除者数原因別一覧

年	就学率	不就学児童			就学			就学猶予			就学			免除		
		男		女	疾病		貧困	風濕	白痴	不具	癡疾	其他	病弱	癡不完全	計	
		南区	大阪市	南区	大阪市	南区	大阪市	南区	大阪市	盲	聾	瘡	其他	病弱	癡不完全	
明24	71.6															
28	84.63														0	122
32	85.68														1	125
33	88.95														3	
34	91.92	2,812	3,335	6,147	226	347	1,698	5,678	1	11	39	57	14	0		
35	94.28	2,032	2,398	4,425	100	224	1,174	4,075	2	15	43	51	13			
36	95.16	1,734	1,988	3,722	40	164	1,174	3,393	3	21	34	64	15	6	2	165
87	97.18	1,042	1,216	2,258	43	233	721	1,876	9	18	35	61	16	8	2	149
38	96.92	1,141	1,327	2,468	20	123	792	1,056	6	27	33	40	6	12	4	128
39	95.60	1,750	1,911	3,611	25	160	1,662	3,356	3	20	42	44	28	13	0	145
40	95.39	1,288	1,316	2,604	58	251	1,521	2,604	2	22	37	39	14	18	0	132
41	96.51	1,574	1,971	3,545	55	228	1,087	2,054	3	26	34	44	28	15	2	148
42	96.43	1,801	2,220	4,021	45	238	1,044	2,427	10	27	38	52	25	1	0	153
43	94.15															
44	94.18															
大1	94.80	2,712	3,012	5,724	44	197	不明	655	2	19	35	49	90	0	0	195
2	93.49	不明	不明	不明	43	200	262	936	1	24	87	38	89	0	0	199
12	98.56															

資料補

大阪府「大阪府統計書」より作成

a 大阪市は、北区、南区、東区、西区の四区から構成されていた。

b 就学免除の原因別として上記の他に「其ノ他」、「貧窮」という項目が存していたが、各年度0名であった。

附表 I (明治 28 年) 大阪私立衛生会調査 (府下 33 工場)

資料 河上清「労働保護論」 明30 P.31より作成

附表 ■ 大阪府壮丁普通教育程度年歩合累年比較表 (%)

教育程度	年	明治										大正		昭和	
		33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	1	2
中学校卒業者	0.25	0.39	1.02	1.08	0.91	0.97	2.67	2.54	1.87	2.64	2.65	3.36	2.63	3.72	
中学卒業同等以上の学力を有する者	1.32	1.70	1.65	1.71	1.59	1.48	1.35	1.76	1.70	1.69	1.78	2.10	1.82	2.02	
高等小学卒業者	6.07	6.23	6.89	7.13	8.32	10.68	13.68	11.89	13.69	15.31	17.81	18.84	19.39	20.80	
高等小学卒業同等の学力を有する者	8.13	7.53	6.08	7.96	8.50	9.27	8.77	6.59	4.21	3.63	2.89	3.28	3.09	3.73	
尋常小学卒業の為の学力を有する者	21.93	24.33	22.05	25.60	30.34	32.19	34.45	34.47	40.63	39.00	44.06	44.57	45.44	47.42	
尋常小学卒業同等の学力を有する者	16.50	15.04	15.46	13.05	11.12	10.75	8.14	8.77	4.98	5.79	2.69	2.52	2.89	2.78	
稍読書算術を能く得る者	22.35	20.63	22.01	18.37	15.92	16.73	17.02	24.66	20.85	28.12	19.89	18.72	19.29	16.63	
読書算知術を能く得る者	—	8.54	8.78	10.75	9.06	6.94	5.69	3.39	4.59	3.47	4.18	2.81	2.48	1.96	
自己ノ氏名を書し得る者	—	15.70	16.07	14.38	14.22	10.89	8.25	5.93	7.47	5.35	4.11	3.78	2.98	3.00	
自己ノ氏名を書し得ざる者	小計	23.44	24.24	24.84	25.13	23.26	17.93	13.94	9.32	12.06	8.82	8.29	6.60	5.46	4.96
全壮丁人員	12,250	13,110	13,525	11,663	12,448	11,147	12,265	13,742	13,373	12,610	10,985	13,540	13,589		

資料 大阪府第二部『大阪府壮丁普通教育程度取調書』明治36～38年度および大阪府内務部『大阪府壮丁普通教育程度取調書』明治39～大正2年度版より作成

附表 IV 尋常小学卒業者学力細別壮丁人員表 (明治 37 年)

現在の実力 修学程度	高等小学 2 学年卒業 の力ある者	高等小学 1 学年修業 の力ある者	尋常小学卒 業の力ある 者	稍訛書算術 をなし得る 者	稍訛書算術 をなし得ざる 者	計
高等小学第二学 年 修 業	523	88	50	5	7	673
高等小学第一学 年 修 業	0	446	102	8	7	563
尋常小学卒業	0	0	2,498	611	67	3,176
計	523	534	2,650	624	81	4,412

資料 大阪府第二部「大阪府壮丁普通教育程度取調書」明治 37 年度 B13 より作成